

むつ市溶融スラグ利用基準 新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>2-2 有害物質の溶出量と含有量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>使用する溶融スラグは、溶融スラグの製造者により、<u>日本工業規格JIS A 5032 の4.2（有害物質の溶出量と含有量）の基準に適合していることを確認するために必要な試験を実施し、下表の基準に適合したものでなければならない。</u></p> <p>（下表略）</p> <p>（略）</p> </div> <p>有害物質の溶出量と含有量に関する試験の結果、基準値を上回った場合には、前回検査完了以降に発生した溶融スラグを出荷してはならない。なお、試験結果が判明した時点で、既に出荷、利用されていた場合には、製造者の責任により適切な措置を講ずることとする。</p>	<p>2-2 有害物質の溶出量と含有量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>使用する溶融スラグは、溶融スラグの製造者により、<u>溶融スラグ単体において有害物質の溶出量及び含有量について必要な試験を実施し、下表の基準に適合したものでなければならない。</u></p> <p>（下表略）</p> <p>（略）</p> </div> <p><u>溶融スラグの有害物質の溶出量及び含有量の基準は、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）の規定によるものである。</u></p> <p>有害物質の溶出量と含有量に関する試験の結果、基準値を上回った場合には、前回検査完了以降に発生した溶融スラグを出荷してはならない。なお、試験結果が判明した時点で、既に出荷、利用されていた場合には、製造者の責任により適切な措置を講ずることとする。</p> <p><u>含有量の基準を超えた場合の取扱いについて、JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）においては、含有量基準の3倍以内で、かつ溶融スラグの製造者が他の骨材と配合することにより当該基準を満足する場合は、その使用を可とする暫定措置が定められているが、より安全を期すため本利用基準では、この暫定措置を適用しない。</u></p>